

(仮称) 南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務

仕様書等に対する質問回答書

No	質問箇所	質問事項	回答事項
1	【業務配置予定者に関する調書（様式第4号）】	業務経験が求められている監理技術者の業務実績が確認できる書類は、契約書・業務仕様書の写しを基本とし、明確でない部分を業務計画書・実施体制表等で補完する考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 業務配置予定者が業務したことがわかる書類を添付してください。
2	5 入札の日時、場所等 (4) 最低制限価格	貴組合におかれまして最低制限価格についてご指示下さい。南さつま市に準ずる設定でしょうか？それとも独自の設定又算出方法等ご指示下さい。	南さつま市の例によることとします。
3	「公告」 5. (4). ア. 最低制限価格	最低制限価格の算出方法についてご指示下さい。	No2の回答をご参照ください。
4	「仕様書」 P2 ウ 副総括責任者 (プラント担当)	必要な資格は、『技術士、RCCMまたは1級管工事施工管理技士』とありますが、これらの資格の一つ以上（技術士またはRCCMまたは1級管工事施工管理技士）を保有していれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	【仕様書】 2ページ 5 監理技術者/(2)/イ 副 総括責任者（土木建築担当）	「原則、建築基準法第5条の4に規定される工事監理者とする」とありますが、貴組合が指定する条件と同等の能力がある者として「建築基準法第5条（建築基準適合判定資格者検定）の試験に合格した者」を配置してもよろしいでしょうか。	問題ありません。

No	質問箇所	質問事項	回答事項
6	【仕様書】 3ページ 5 監理技術者/ (2) /カ 建 築設備技術者	建築設備技術者は、貴組合が指定する条件と同等の能力がある者として「設備設計一級建築士」及び「一級建築士」の資格を有する者であり、廃棄物処理施設設計・施工監理の実務経験を有する者を配置してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
7	「仕様書」 P3 オ (3) 監理技術者の 勤務条件	『総括責任者又は副総括責任者、プラント機械設備技術者、プラント電気・計装設備技術者、建築設備技術者のいずれかは、必ず、現場にいることとする。』とありますが、記載の技術者のうちいずれかの技術者1名以上が現場にいればよいということでしょうか、あるいは、総括責任者または副総括責任者のいずれか1名は必須で、なおかつそれに加えてプラント機械、プラント電気、建築いずれか1名以上が現場にいることとの解釈でしょうか。	前段のお見込みのとおりです。
8	同上	工事着工時期がわからないと工事着手以降の期間が不明で、積算が不可能です。現時点で想定されている工事工程表をご提示いただけませんか。また、ご提示の仕様書を拝見すると着工以降は常駐監理と読み取れますが、その解釈でよろしいでしょうか。	前段は、添付資料「全体工事工程」をご参照ください。 後段は、お見込みのとおりです。
9	【仕様書】 3ページ (3) 監理技術者の勤務条件	監理技術者の常駐期間算定にあたる基礎条件とするため、下記についてご教示願います。 ①建築基礎工事着手時期（見込み） ②監理技術者常駐期間の終了時期（見込み）	No8の回答をご参照ください。

No	質問箇所	質問事項	回答事項
10	「仕様書」 P4 7 成果品（報告書等）	成果品に、『ウ 議事録』とありますが、仕様書P7に議事録の作成は事業者が行う、とあります。事業者（プラントメーカー）が作成提出した議事録を確認押印して受注者が提出するというのでしょうか。	議事録の作成については、仕様書P8のイ 定例打合せ、会議になります。受注者で行う定例打合せ、会議、検査結果、改善指示等を行った場合に受注者が議事録を作成し提出することを想定しています。 併せて、受託者が業務完了に際し、成果品（報告書等）として提出することを想定しています。
11	【仕様書】 6 ページ 1 業務概要及び業務仕様/ (2) 業務仕様/イ	「建築基準法第5条の4に規定される工事監理者（1級建築士）を定める」とありますが、「建築基準法第5条（建築基準適合判定資格者検定）の試験に合格した者」を工事監理者として定めてもよろしいのでしょうか。	問題ありません。
12	「仕様書」 P8 (イ) 工場検査	記載されているとおり、海外での工場立会検査は含まれないものと解釈してよろしいのでしょうか。また、海外での立会検査が実施された場合には別途旅費等をご精算いただけるとの理解でよろしいのでしょうか。	海外での工場検査は想定していません。 海外での工場検査がどうしても必要な場合は、協議させていただきます。
13	【仕様書】 8 ページ (3) 事務補助業務	事務補助業務は、「ア 業務内容」に示される（ア）～（ウ）に相当する業務であり、令和3年2月5日に貴組合ホームページで公表された金抜き設計書（第3号内訳書）に記載された「業務・契約・モニタリング業務」は事務補助業務に含まれないと考えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	「金抜き設計書」 第1、2、3号内訳書 各項目 旅費等実費	採用されている単価もしくは算出方法（起点・交通手段など）についてご教示下さい。	単価等については公表いたしません。 起点については、福岡市で積算しています。

No	質問箇所	質問事項	回答事項
15	【金抜き設計書】 第3号内訳書 3業務・契約・モニタリング 業務	令和3年2月5日に貴組合ホームページで公表された金抜き設計書第3号内訳書において「3業務・契約・モニタリング業務（4年間合計の設計人工数：9人工）」が示されていますが、これは、「仕様書8ページ（3）事務補助業務」に相当するものと捉え、「業務・契約・モニタリング業務」を「事務補助業務」と読み替えてよろしいでしょうか。	金抜き設計書第3号内訳書に記載している、3業務・契約・モニタリング業務の積算については、成果品（報告書等）として想定している、財務モニタリング報告書の作成（関係書類等を確認し、作成）、アドバイザー業務報告書の作成（業務のトラブルや契約上の疑義が発生した場合に、措置すべき対応等を提案いただいた時に作成）、管理運営モニタリングマニュアルの作成を積算した分になります。仕様書8ページ（3）事務補助業務については、仕様書に記載している業務内容で、共通している部分もあることから、金抜き設計書第1号内訳書及び第2号内訳書に含めて積算しています。
16	【金抜き設計書】 第3号内訳書 3業務・契約・モニタリング 業務	公表された金抜き設計書に準じて、本業務に業務・契約・モニタリング業務が業務範囲に含まれる場合は、具体的な業務内容及び着手時期をご提示願います。（業務内容の例：財務モニタリング、管理運営モニタリングマニュアル作成など）	業務内容については、No15の回答をご参照ください。着手時期については、添付資料「全体工事工程」を参考に想定してください。
17	「金抜き設計書」 第4号内訳書 4報告書作成費等	各項目で採用されている単価もしくは算出方法についてご教示下さい。	単価等については公表いたしません。

No	質問箇所	質問事項	回答事項
18	<p>【金抜き設計書】 第4号内訳書 4 報告書作成費等</p>	<p>公表された金抜き設計書の第4号内訳書/積算内容において「財務モニタリング報告書」、「アドバイザー業務報告書」、「管理運営モニタリングマニュアル」が記載されています。上記が業務範囲に含まれる場合は、「法務や財務に関する専門的な知識を有する者からの意見徴収の必要性の有無」も含めて具体的な業務内容及び着手時期をご提示願います。</p>	<p>法務や財務に関する専門的な知識を有する者からの意見徴収の必要がある場合は、受託者が費用等を負担して実施してください。業務内容については、No15の回答をご参照ください。着手時期については、添付資料「全体工事工程」を参考に想定してください。</p>